

船舶事故調査報告書

令和3年3月3日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

| | |
|---|---|
| 事故種類 | 乗組員行方不明 |
| 発生日時 | 不明（令和元年12月20日07時00分ごろ～07時40分ごろの間） |
| 発生場所 | 千葉県銚子市 <small>いぬぼうさき</small> 犬吠埼南方沖 とがわ港東防波堤灯台から179°19.4海里（M）付近 （概位 北緯35°22.0′ 東経140°51.4′） |
| 事故の概要 | 漁船 <small>かせ</small> 加瀬丸は、無人の状態で漂流しているところを発見され、船長が行方不明となった。 |
| 事故調査の経過 | 令和元年12月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で行方不明となったため、行わなかった。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | 漁船 加瀬丸 4.9トン CB3-60409（漁船登録番号）、個人所有 10.51m（Lr）×3.21m×0.92m、FRP ディーゼル機関、389kW（動力漁船登録票による）、 昭和63年12月15日 第232-37820号（船舶検査済票の番号） |
| 乗組員等に関する情報 | 船長 男性 75歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年11月15日 免許証交付日 平成27年6月3日 （令和3年4月17日まで有効） |
| 死傷者等 | 行方不明 1人（船長） |
| 損傷 | なし |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.5m |
| 事故の経過 | 本船は、船長（以下「本件船長」という。）が、1人で乗り組み、令和元年12月20日00時30分ごろ、底はえ縄漁操業の目的で、僚船ほか4隻とともに、犬吠埼南方沖の漁場に向けて千葉県銚子市外川漁港を出港した。 |

| | |
|--|--|
| | <p>本件船長は、02時30分ごろ、犬吠埼南方沖約20Mのミゾバと称する漁場に到着後、04時20分ごろ～05時50分ごろにかけて、南東沖に向けてはえ縄2統（以下、陸側のはえ縄を「はえ縄（陸）」、沖側のはえ縄を「はえ縄（沖）」という。）を投縄した。</p> <p>本件船長は、06時30分ごろ、漁業無線ではえ縄（沖）の沖側のロープが切れたので、はえ縄（沖）の陸側から揚収する旨を僚船に対し発信した。</p> <p>揚収作業中の僚船の船長は、07時40分ごろ、本船が、はえ縄（沖）の沖側付近で風を横から受けながら漂泊しているのを目撃した。</p> <p>僚船の船長は、操業を終えて外川漁港帰港後、12時40分ごろ、本件船長の携帯電話に架電したものの、通じなかった。</p> <p>僚船の船長は、本件船長の家族から本件船長が帰って来ていないことを聞き、銚子海上保安部に通報するとともに、漁協へ連絡を入れ、漁場へ捜索に向かった。</p> <p>漁場に残された本船のはえ縄（陸）は、翌21日、別の僚船により揚収された。</p> <p>本船は、24日13時06分ごろ、犬吠埼東方沖175M付近で漂流しているのを自衛隊機により発見された。</p> <p>巡視船が、翌25日05時ごろ、本船に到着し、船内を捜索したものの、本件船長は発見されなかった。</p> <p>本船は、海上保安官の操船により帰港した。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照）</p> |
| <p>その他の事項</p> | <p>本件船長は、足が不自由であったが、健康状態は良好であった。</p> <p>僚船船長は、事故後、船内にはえ縄（沖）1統目が揚げられており、一統の引き揚げに通常約30分を要し、船長からの漁業無線を受けたのが、06時30分であったので、船長が、07時00分頃まで無事であったものと思った。</p> <p>僚船の船長は、本船を目撃した際、距離が約1.5Mあり、本件船長を確認できなかったものの、休憩しているものと思ったが、事故後、再考すると、はえ縄（沖）の揚収完了後、30分以上も残りのはえ縄（陸）に移動せずに漂泊していたのが不可解で、目撃時刻の07時40分には船長が落水していたものと思った。</p> <p>本船の発見時の状況は、転覆はしておらず、船体損傷及び絡索等もなく、機関が中立状態であり、操舵室に救命胴衣が、甲板上にはえ縄1統及び樽に入った漁獲物が残されていた。</p> |
| <p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> | <p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> |

| | |
|------------------|---|
| <p>判明した事項の解析</p> | <p>本件船長は、行方不明となった。</p> <p>本船は、犬吠埼南方沖において、機関を中立状態とし、はえ縄を揚収作業中、本件船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p> <p>本船は、本件船長が06時30分に漁業無線で通信を行ったこと、はえ縄（沖）の揚収完了に通常約30分を要すること、また、僚船の船長が目撃した時点で、はえ縄（陸）方へ移動せずに漂泊していたことから、07時00分から07時40分の間において、本件船長が落水して行方不明になった可能性があると考えられる。</p> <p>本件船長は、自宅から救命胴衣を着用して出発したが、操舵室で救命胴衣が発見されたことから、本事故時、救命胴衣を着用していなかったものと考えられる。</p> |
| <p>原因</p> | <p>本事故は、本船が犬吠埼南方沖において、機関を中立状態とし、はえ縄を揚収作業中、本件船長が落水したことにより発生した可能性があると考えられる。</p> |
| <p>再発防止策</p> | <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の乗船者は、暴露甲板上では救命胴衣を着用すること。 ・ 小型船舶は、操舵室の外壁等に手すりを設置することが望ましい。 |

付図1 事故発生場所概略図

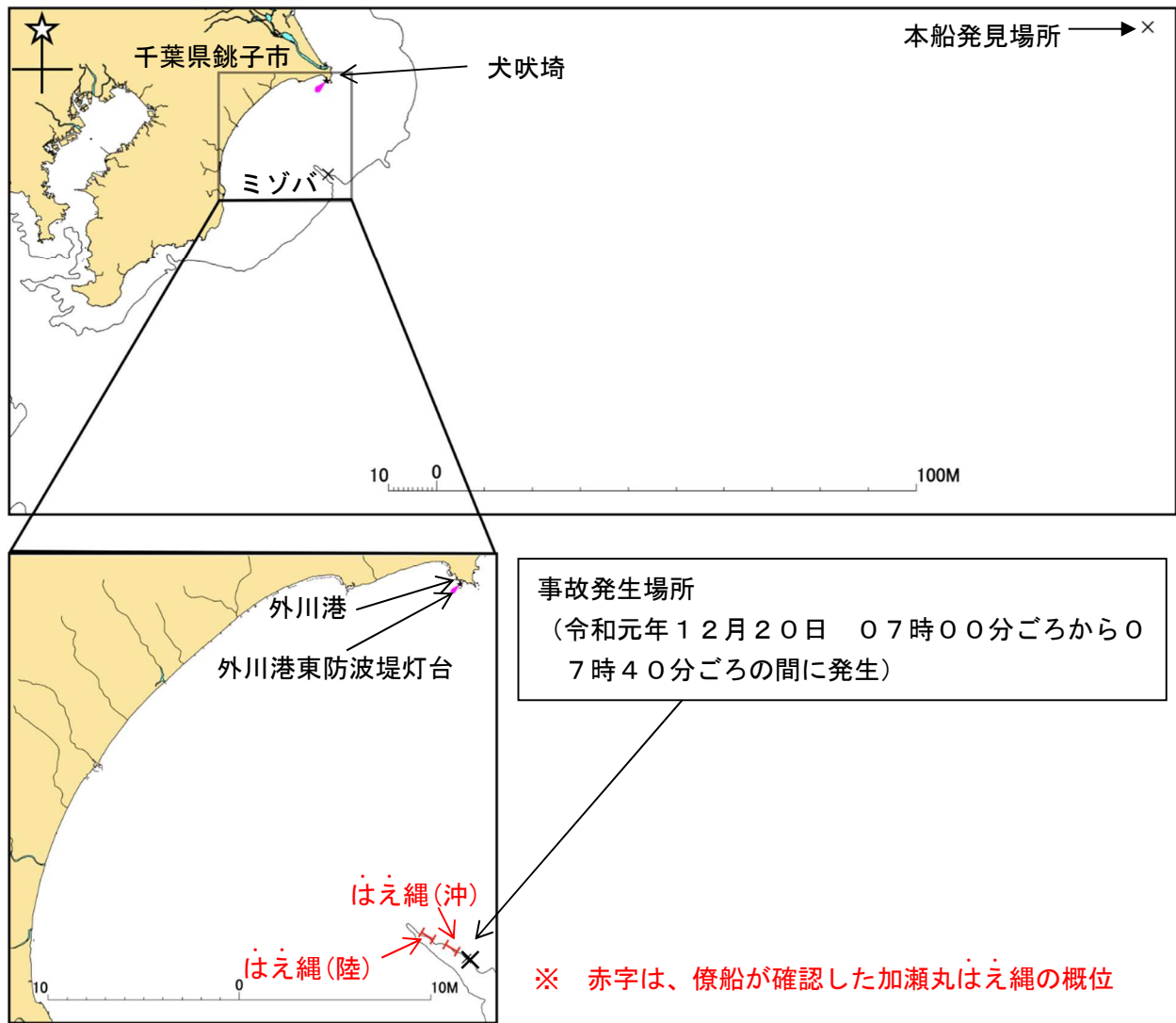


写真1 本船

